

「低圧F I T卒業電源の対応」に対するご意見等について

第37回  
スイッチング支援に関する実務者会議  
資料4 別紙1



No.	大項目	ご意見・ご質問	回答									
1	スイッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>低圧F I T卒業電源地点（既にF I T卒業になっている地点）の切替日（スイッチング日）はどうなるのか？</li> <li>スイッチング受付から切り替えまでの標準処理期間はあるのか。（スマートメータ交換などの理由により、スイッチングまでに多くの時間を要するようなケースがあり得るのか）</li> <li>必ず検針日単位での切り替えとなるのか。（供給側の契約は、必ずしも検針日単位で切り替えているわけではない）</li> <li>F I T卒業電源からF I T卒業電源への切り替えも、必ず検針日単位なのか。（供給側の契約は、必ずしも検針日単位で切り替えているわけではない）</li> </ul>	<p>低圧F I T卒業電源（既にF I T卒業になっている）の場合は、2017年4月の改正F I T法前の低圧F I T電源の受電スイッチング可能であったときと同様に、スマートメーターへの計器取替要否によって以下のとおりになります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取替工事要否</th> <th>標準処理期間</th> <th>スイッチング可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取替工事が必要</td> <td>マッチング日+2営業日+2休日</td> <td>原則、標準処理期間満了日以降の、次回または次々回検針日を選択してください。※ただし、発電者が希望する場合は検針日以外も選択可能です。</td> </tr> <tr> <td>取替工事が不要</td> <td>マッチング日+1営業日+2休日</td> <td>標準処理期間満了日以降の日を選択してください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、低圧F I T電源（低圧F I T卒業電源になる予定）の地点のスイッチング日は、特段の理由がない限り、無償逆潮が発生しないように、原則、受電地点の非F I T契約開始日（F I T買取期間終了月の検針日）としてください。</p> <p>低圧F I T卒業電源から低圧F I T卒業電源へのスイッチングでも同様に、特段の理由がない限り、無償逆潮が発生しないように、原則受電時点の受給契約満了日の翌日をスイッチング日としてください。</p>	取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間	取替工事が必要	マッチング日+2営業日+2休日	原則、標準処理期間満了日以降の、次回または次々回検針日を選択してください。※ただし、発電者が希望する場合は検針日以外も選択可能です。	取替工事が不要	マッチング日+1営業日+2休日	標準処理期間満了日以降の日を選択してください。
取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間										
取替工事が必要	マッチング日+2営業日+2休日	原則、標準処理期間満了日以降の、次回または次々回検針日を選択してください。※ただし、発電者が希望する場合は検針日以外も選択可能です。										
取替工事が不要	マッチング日+1営業日+2休日	標準処理期間満了日以降の日を選択してください。										
2	スイッチング	<p>（検針日単位の切り替えを必須とする場合）</p> <p>現小売事業者が廃止取次を受けた際、スイッチング日が検針日でない場合は、判断エラーで返答するべきか。</p>	<p>No.1の回答のとおり、スイッチング日が検針日であることは、必須ではありません。</p> <p>ただし、低圧F I T電源（低圧F I T卒業電源になる予定）の地点のスイッチング日は、特段の理由がない限り、無償逆潮が発生しないように、原則、受電地点の非F I T契約開始日（F I T買取期間終了月の検針日）としてください。</p>									
3	スイッチング	<p>供給側とF I T卒業電源のスイッチング日がずれても問題ないのか。</p> <p>（例：供給側は11月1日でスイッチング、F I T卒業電源は11月15日でスイッチング）</p>	<p>問題ありません。（現状の、F I T契約は異動せず供給側契約だけがスイッチすることと同義）</p> <p>ただし、低圧F I T電源（低圧F I T卒業電源になる予定）の地点のスイッチング日は、特段の理由がない限り、無償逆潮が発生しないように、原則、受電地点の非F I T契約開始日（F I T買取期間終了月の検針日）としてください。</p>									
4	スイッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒F I T買取契約締結解禁後から、かなり時間が経過した後にならなければシステムが稼働しないならば、自由化の際にも同様のケースがあったと思うが、発電者が複数事業者と契約を交わし、複数の買取者から重複してスイッチングが申し込まれる可能性が有る。その様な場合に、どのようにしていずれのスイッチング申込みを正と判断するのか。</li> <li>F I T卒業電源に関するスイッチング支援システムの利用が開始されるまでの期間において、顧客が複数の新小売へスイッチング申込をした場合、スイッチング開始申込が重複するケースがあるが、どのようにして処理されるのか。（申込した新小売すべてに確認をするのか、あとに申し込みしてきた小売のみに確認するのか、先に申込した新小売が優先されるのか）</li> </ul>	<p>低圧F I T卒業電源の託送契約の異動申込（スイッチング受電開始申請、スイッチング受電廃止申請）のスイッチング日は、最長で次々回検針日までになります。そのため、最短でも2019年9月以降にシステムで託送契約の異動申込（スイッチング受電開始申請、スイッチング受電廃止申請）登録が可能になります。</p> <p>託送契約の切替は、上記システム登録可能になった以降に、システムに登録された申込が正となります。ただし、発電者が複数の小売電気事業者に重複して申込を行うという事象が発生した際には、発見した小売電気事業者が発電者にどの小売電気事業者と契約するかを意思確認を行い、発電者がいずれかの小売電気事業者への申込をキャンセルしていただくことになり、システムで解決できる問題ではないと思料いたします。</p> <p>なお、現状でも、低圧供給において、需要者が複数の小売電気事業者に同時に重複して申込を行うケースは発生しており、その場合、当機関では、発見した小売電気事業者が需要者に意思確認をするようにご案内しております。</p>									
5	名義変更	<p>スイッチング支援システム上で名義変更する場合において、別途、系統連系の名義変更申請が必要となるのか。</p>	<p>スイッチング支援システム上の需要者（発電者）名義変更のみの手続きで発電量調整契約の受電地点情報の更新が可能ですので、別途申請は不要です。詳細は後日更新するマニュアルをご覧ください。</p>									
6	再点	<p>受電再点の手続きに必要な情報は、受電地点特定番号のみでよいのか。（系統連系の申請等は不要か）</p>	<p>供給側と同様の再点申込手続きとなります。なお、システム上で発電量調整契約の更新が可能ですので、別途申請は不要です。詳細は後日更新するマニュアルをご覧ください。</p>									
7	再点	<p>受電の遡及再点はあるのか。</p>	<p>低圧F I T卒業電源の遡及受電再点はできません。</p>									

「低圧F I T卒業電源の対応」に対するご意見等について

第37回  
スイッチング支援に関する実務者会議  
資料4 別紙1



No.	大項目	ご意見・ご質問	回答
8	設備情報	動力と電灯を同一需要場所で契約している場合、例えば電灯の設備情報画面の他契約形態に、動力地点が表示される。受電地点においても、同様に、電灯の設備情報画面の他契約形態に、同一需要場所の受電地点が表示されるか。また、受電地点の設備情報画面の他契約形態に、同一需要場所の電灯および動力地点が表示されるか。	供給側と同一需要場所で受電を契約している場合、供給側の供給地点設備情報画面の「他契約形態」欄に、受電地点は表示されませんが、「太陽光、自家発などの系統連系設備」欄が「有」になります。  受電地点の設備情報画面には、「他契約形態」欄はありません。受電地点の設備情報照会画面の項目は、スイッチング支援システム取扱いマニュアル 低圧F I T電源（受電地点設備情報照会）編をご覧ください。
9	設備情報	受電地点特定番号が変更されることがあるのか。あるとした場合、供給側と同様に、変更される3か月前に小売事業者へ通知されるのか。	受電地点特定番号は一般送配電事業者の都合により、変更となる場合があります。受電地点特定番号が変更となるケースについては、スイッチング支援システム取扱いマニュアル 低圧F I T電源（受電地点設備情報照会）編 右肩13ページをご覧ください。 受電地点特定番号が変更となる場合の周知・反映タイミングについても、スイッチング支援システム取扱いマニュアル 低圧F I T電源（受電地点設備情報照会）編 右肩13ページに記載のとおり、受電地点特定番号が変更となるケースに該当する事象が発生した場合は、スイッチング支援システムへの変更反映日の当日までに、各小売電気事業者へ個別にお知らせします。
10	B P 関連	買収量受信について、自動化されるのか。されるのであれば、いつごろされるのか。まだ議題に挙がらない場合は、いつごろ議題に挙がるのか。	「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ帳票」を指している認識ですが、現在一般送配電各社と自動化の実装方式等について継続協議中です。 実装案につきまして、第37回スイッチング支援に関する実務者会議資料3をご覧ください。
11	B P 関連	供給側と同様、30分電力量（速報・日毎・確定）の提供があるのか。	現在の帳票提供タイミング（請求時）以外でのご提供予定はありません。
12	全般	広域機関のシステムが運用開始できるという情報を受けて、小売電気事業者は準備を開始するものとする。小売電気事業者としてはその準備期間を十分に見ていただきたく、システム切替の半年前にはその決定を行っていただかないとなかなか難しい、それを一つの目安として、その時期を目標に検討を進めていただければと思っている。	スイッチング支援システムの低圧F I T卒業電源の対応については、資料4の内容を2018年内で確定し、周知したいと考えております。 なお、マニュアル及び設計書については、2019年1～2月頃の開示予定で考えております。  ただし、外部インターフェース仕様については、現在公開中のスイッチング支援システム設計書内にも記載しております。また、2017年4月の改正F I T法前の低圧F I T電源の受電スイッチング可能であった当時の低圧F I T電源のスイッチング編及び受電再点編のマニュアルは、無効冊子ではありますが、現在公開中のマニュアル内に同梱しております。